

産業廃棄物情報シート(WD S)

※1 本データシートは廃棄物の質を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 環境省作成「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」及び京都府版様式を参考に作成したものです。

作成年月日	令和7年5月27日 作成			
排出事業者 (担当部課名)	名 称	京都府流域下水道事務所		
	住 所	〒617-0836 京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1番地		
	担 当 部 課 名	施設管理課	TEL	075-954-1879
	担 当 者 名	運転・水質係 山野副主査	FAX	075-955-2224
排出事業場	名 称	木津川流域下水道 洛南浄化センター		
	所 在 地	京都府八幡市八幡焼木1		

◆産業廃棄物の名称・種類・荷姿等

1	廃棄物の名称	下水汚泥(乾燥汚泥)		
2	廃棄物の種類 ☒ 産業廃棄物 ☐ 特別管理産業廃棄物	☐ 燃え殻 ☒ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ 廃プラスチック類 ☐ 紙くず ☐ 木くず ☐ 繊維くず ☐ 動植物性残さ ☐ 動物系固形不要物 ☐ ゴムくず ☐ 金属くず ☐ ガラス・コンクリート・陶磁器くず ☐ 鉱さい ☐ がれき類 ☐ 家畜のふん尿 ☐ 家畜の死体 ☐ ばいじん ☐ 13号廃棄物 ☐ 廃水銀等 ☐ 廃石綿等 ☐ 感染性廃棄物 ☐ 廃PCB等 ☐ その他 ()		
		☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等		
		☐ 容器 () ☒ 車両 (バラ) ☐ その他 ()		
		☐ スポット () kg・t・ $\frac{1}{1000}$ ・m ³ ・本・缶・袋・個・車・式 ☒ 継 続 (4,200) kg・ $\frac{1}{1000}$ ・m ³ ・本・缶・袋・個・車・式 【 / ☉月・週・日】		
3	荷姿等			

◆産業廃棄物の性状等

4	廃棄物の安定性・ 反応性	1) 有害特性	☐ 爆発性	☐ 引火性	☐ 可燃性	☐ 自然発火性
		(有・☹・不明)	☐ 禁水性	☐ 酸化性	☐ 有機過酸化物	☐ 急性毒性
			☐ 感染性	☐ 腐食性	☐ 毒性ガス発生	☐ 慢性毒性
		☐ 生態毒性	☐ 重合反応性			
5	廃棄物の物理的・ 化学的性状	2) 品質安定性	有の場合は具体的に記入			
		経時変化	☐ 品質のバラツキ	☒ 腐敗性	☐ 揮発性	☐ 混合反応性
		(有・☹)	☐ その他 (	)		
		形状 (泥状)	色 (黒茶色)	臭い (ー)	引火点 (ー)	
		その他 (含水率 約25%	)			

＜ 裏面 ＞

6	廃棄物の組成・成分情報 (有害物質等)	1) 有害物質等の有無 (☒ ・ 無) ※有の場合、以下の該当する物質にチェック。 2) 1)で有とした場合、該当する有害物質等に係る分析値の有無 (☒ ・ 無) ※測定値があるものは、別添分析表のとおり <table border="1"> <tr> <td>☐ 金属Li</td> <td>☐ 金属Na</td> <td>☐ 金属Al</td> </tr> <tr> <td>☐ 金属Mg</td> <td>☐ 金属Cu</td> <td>☐ 金属Ni</td> </tr> <tr> <td>☐ アルキル水銀化合物</td> <td>☐ トリクロロエチレン</td> <td>☐ 1,3-ジクロロプロペン</td> </tr> <tr> <td>☐ 水銀又はその化合物</td> <td>☐ テトラクロロエチレン</td> <td>☐ チウラム</td> </tr> <tr> <td>☐ カドミウム又はその化合物</td> <td>☐ ジクロロメタン</td> <td>☐ シマジン</td> </tr> <tr> <td>☐ 鉛又はその化合物</td> <td>☐ 四塩化炭素</td> <td>☐ チオベンカルブ</td> </tr> <tr> <td>☐ 有機リン化合物</td> <td>☐ 1,2-ジクロロエタン</td> <td>☐ ベンゼン</td> </tr> <tr> <td>☐ 六価クロム化合物</td> <td>☐ 1,1-ジクロロエチレン</td> <td>☒ セレン又はその化合物</td> </tr> <tr> <td>☐ 砒素又はその化合物</td> <td>☐ シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>☐ 1,4-ジメチル</td> </tr> <tr> <td>☐ シアン化合物</td> <td>☐ 1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>☐ ダイキシン類</td> </tr> <tr> <td>☐ PCB</td> <td>☐ 1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>☐ その他()</td> </tr> </table>	☐ 金属Li	☐ 金属Na	☐ 金属Al	☐ 金属Mg	☐ 金属Cu	☐ 金属Ni	☐ アルキル水銀化合物	☐ トリクロロエチレン	☐ 1,3-ジクロロプロペン	☐ 水銀又はその化合物	☐ テトラクロロエチレン	☐ チウラム	☐ カドミウム又はその化合物	☐ ジクロロメタン	☐ シマジン	☐ 鉛又はその化合物	☐ 四塩化炭素	☐ チオベンカルブ	☐ 有機リン化合物	☐ 1,2-ジクロロエタン	☐ ベンゼン	☐ 六価クロム化合物	☐ 1,1-ジクロロエチレン	☒ セレン又はその化合物	☐ 砒素又はその化合物	☐ シス-1,2-ジクロロエチレン	☐ 1,4-ジメチル	☐ シアン化合物	☐ 1,1,1-トリクロロエタン	☐ ダイキシン類	☐ PCB	☐ 1,1,2-トリクロロエタン	☐ その他()
☐ 金属Li	☐ 金属Na	☐ 金属Al																																	
☐ 金属Mg	☐ 金属Cu	☐ 金属Ni																																	
☐ アルキル水銀化合物	☐ トリクロロエチレン	☐ 1,3-ジクロロプロペン																																	
☐ 水銀又はその化合物	☐ テトラクロロエチレン	☐ チウラム																																	
☐ カドミウム又はその化合物	☐ ジクロロメタン	☐ シマジン																																	
☐ 鉛又はその化合物	☐ 四塩化炭素	☐ チオベンカルブ																																	
☐ 有機リン化合物	☐ 1,2-ジクロロエタン	☐ ベンゼン																																	
☐ 六価クロム化合物	☐ 1,1-ジクロロエチレン	☒ セレン又はその化合物																																	
☐ 砒素又はその化合物	☐ シス-1,2-ジクロロエチレン	☐ 1,4-ジメチル																																	
☐ シアン化合物	☐ 1,1,1-トリクロロエタン	☐ ダイキシン類																																	
☐ PCB	☐ 1,1,2-トリクロロエタン	☐ その他()																																	
7	取り扱う際の注意事項	※ 保護具等の安全対策、異常処置対策（応急措置、漏洩対策、火災時の措置等）については、別途協議																																	
8	特別注意事項 [避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化 などに起因する環境汚染の可能性も含む]	特別注意事項 (有 ・ ☒)																																	
9	JIS C0950に規定する有害物質情報の表示に関する情報 ※参考 【含有マーク】  【グリーンマーク】 	① 当品目の有無 (有 ・ ☒) ※有の場合は該当する製品 <table border="1"> <tr> <td>☐ 廃パーソナルコンピュータ</td> <td>☐ 廃ユニット形エアコンディショナー</td> </tr> <tr> <td>☐ 廃テレビジョン受信機</td> <td>☐ 廃電子レンジ</td> </tr> <tr> <td>☐ 廃衣類乾燥機</td> <td>☐ 廃電気冷蔵庫</td> </tr> <tr> <td>☐ 廃電気洗濯機</td> <td></td> </tr> </table> ② (①で有の場合) 製造又は輸入時期 ア 平成18年7月1日以降 イ 平成18年6月30日以前 ③ (②でアの場合) 含有マーク等の有無 (有 [含有マーク・グリーンマーク] ・ 無) ④ (③で有の場合) 製品中添付位置 () 情報掲載Webサイト () 含有物質 ☐ Pb ☐ Hg ☐ Cd ☐ Cr ⁶⁺ ☐ PBB ☐ PBDE	☐ 廃パーソナルコンピュータ	☐ 廃ユニット形エアコンディショナー	☐ 廃テレビジョン受信機	☐ 廃電子レンジ	☐ 廃衣類乾燥機	☐ 廃電気冷蔵庫	☐ 廃電気洗濯機																										
☐ 廃パーソナルコンピュータ	☐ 廃ユニット形エアコンディショナー																																		
☐ 廃テレビジョン受信機	☐ 廃電子レンジ																																		
☐ 廃衣類乾燥機	☐ 廃電気冷蔵庫																																		
☐ 廃電気洗濯機																																			
10	その他の情報	① サンプルの提供の有無 (有 ・ ☒) ② 産業廃棄物の発生工程等 市町から流入した下水を活性汚泥により水質浄化を行うと共に余剰汚泥等を脱水後に乾燥処理した汚泥																																	

計 量 証 明 書

計量証明事業所 京都第1002号 第2004号
一般社団法人
京都微生物研究所
〒607-8326 京都市山科区川田御出町3-4
一般社団法人
京都微生物研究所
〒607-8326 京都市山科区川田御出町14-1
TEL (075) 593 -3320
計量管理者：石井 依里子

アイテック(株) 様

当研究所に依頼された試料について行った計量の結果は下記のとおりであることを証明します。

受付年月日	2024年11月18日	受 付 方 法	収集
採取年月日	2024年11月18日	採 取 時 刻	—
天 候	—	温 度	気温 — 水温 —
採 取 者	—	種 別	—
試 料 名 称	洛南浄化センター 乾燥汚泥		
特 記 事 項	検液の作成方法：昭和48年 環境庁告示13号		
計 量 の 対 象	単 位	計量の結果	計 量 の 方 法
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.003	0.003 JIS K 0102 55.3
シアン化合物	mg/L	<0.1	0.1 JIS K 0102 38.1.2及び38.3
有機りん化合物	mg/L	<0.01	0.01 昭和49年環境庁告示第64号付表1
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	0.01 JIS K 0102 54.3
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	0.04 JIS K 0102 65.2.1
砒素又はその化合物	mg/L	0.02	0.01 JIS K 0102 61.4
セレン又はその化合物	mg/L	0.009	0.001 JIS K 0102 67.4
全水銀	mg/L	<0.0005	0.0005 昭和46年環境庁告示第59号付表2
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	0.0005 昭和46年環境庁告示第59号付表3
PCB	mg/L	<0.0005	0.0005 昭和46年環境庁告示第59号付表4
トリクロロエチレン	mg/L	<0.008	0.008 JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.002 JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.002 JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.0002 JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.0004 JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.002 JIS K 0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.004 JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.03	0.03 JIS K 0125 5.2
備 考			

定量下限値未満については、不等号をつけた定量下限値を表示します。

一般社団法人

一般社団法人

TEL (075) 593 -3320

(様式KC)

分析報告書

発行番号： W-240500165

発行年月日： 2025年1月8日

アイテック株式会社 様

2024年12月9日受付の試料について
分析結果を下記のとおり報告致します。

株式会社環境総合リサーチ
〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台二丁目3番9
TEL 0774-41-0200

計量証明事業登録 第1001号(温度)
第2003号(音圧レベル) 第3001号(振動加速度レベル)
第4004号(特定温度)
作業環境測定機関登録 26-2

計量管理者(環境計量士 第環6842号)

佐藤 正敏

物件名

分析業務 ダイオキシン類分析業務委託

試料名及び採取場所

試料名 : 乾燥汚泥

採取場所: 洛南浄化センター

採取日時

2024年12月9日 14時00分～14時06分

試料採取

株式会社環境総合リサーチ けいはんな事業所

採取者: 森 俊之

所在地: 京都府相楽郡精華町光台二丁目3番9

分析の対象

ダイオキシン類

分析の方法

「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」別表第一
(平成4年7月 厚生省告示 第192号)

分析の結果

試料名	実測濃度 (ng/g)	2, 3, 7, 8-TeCDD毒性当量濃度 (ng-TEQ/g)
乾燥汚泥	1.8	0.00049

注) 2, 3, 7, 8-TeCDD毒性当量濃度の計算における毒性等価係数は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)第3条に定める係数」(WHO/IPCS 2006)を用いた。
同族体濃度及び2, 3, 7, 8位の塩素置換体の濃度については、別表に記した。濃度の算出には乾燥重量を用いた。
なお、2, 3, 7, 8-TeCDD毒性当量濃度は計量法第107条の計量対象外である。

【別表】ダイオキシン類濃度一覧表

v14_1版
116730116730116730

試料名：乾燥汚泥

発行番号：W-240500165

		実測濃度	定量下限	検出下限	毒性等価係数	毒性当量
		ng/g	ng/g	ng/g	TEF	ng-TEQ/g
ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	1, 3, 6, 8-TeCDD	0.028	0.016	0.005	—	—
	1, 3, 7, 9-TeCDD	(0.013)	0.016	0.005	—	—
	2, 3, 7, 8-TeCDD	ND	0.016	0.005	1	0 (< 0.02)
	TeCDDs	0.084	—	—	—	—
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDD	ND	0.013	0.004	1	0 (< 0.01)
	PeCDDs	0.12	—	—	—	—
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD	ND	0.029	0.009	0.1	0 (< 0.003)
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD	ND	0.03	0.01	0.1	0 (< 0.003)
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD	ND	0.024	0.007	0.1	0 (< 0.002)
	HxCDDs	0.035	—	—	—	—
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD	0.038	0.022	0.007	0.01	0.00038
	HpCDDs	0.063	—	—	—	—
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 9-OCDD	0.22	0.04	0.01	0.0003	0.000066
	Total PCDDs	0.52	—	—	—	0.00045
ポリ塩化ジベンゾフラン	1, 2, 7, 8-TeCDF	(0.015)	0.026	0.008	—	—
	2, 3, 7, 8-TeCDF	(0.017)	0.026	0.008	0.1	0 (< 0.003)
	TeCDFs	0.17	—	—	—	—
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF	ND	0.026	0.008	0.03	0 (< 0.0008)
	2, 3, 4, 7, 8-PeCDF	ND	0.010	0.003	0.3	0 (< 0.003)
	PeCDFs	(0.022)	—	—	—	—
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF	ND	0.031	0.009	0.1	0 (< 0.003)
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF	ND	0.009	0.003	0.1	0 (< 0.0009)
	2, 3, 4, 6, 7, 8-HxCDF *	ND	0.03	0.01	0.1	0 (< 0.003)
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF	ND	0.030	0.009	0.1	0 (< 0.003)
	HxCDFs	ND	—	—	—	—
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDF	ND	0.022	0.007	0.01	0 (< 0.0002)
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HpCDF	ND	0.024	0.007	0.01	0 (< 0.0002)
	HpCDFs	ND	—	—	—	—
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 9-OCDF	0.029	0.027	0.008	0.0003	0.0000087
	Total PCDFs	0.23	—	—	—	0.0000087
Total PCDDs + Total PCDFs		0.74	—	—	—	0.00045
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 3', 4, 4'-TeCB # 77	0.12	0.025	0.007	0.0001	0.000012
	3, 4, 4', 5-TeCB # 81	ND	0.024	0.007	0.0003	0 (< 0.000007)
	3, 3', 4, 4', 5-PeCB #126	(0.007)	0.023	0.007	0.1	0 (< 0.002)
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB #169	ND	0.04	0.01	0.03	0 (< 0.001)
	Non-ortho PCBs	0.12	—	—	—	0.000012
	2, 3, 3', 4, 4'-PeCB #105	0.17	0.021	0.006	0.00003	0.0000051
	2, 3, 4, 4', 5-PeCB #114	(0.023)	0.024	0.007	0.00003	0 (< 0.000007)
	2, 3', 4, 4', 5-PeCB #118	0.50	0.024	0.007	0.00003	0.000015
	2', 3, 4, 4', 5-PeCB #123	(0.010)	0.028	0.009	0.00003	0 (< 0.000008)
	2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB #156	0.12	0.014	0.004	0.00003	0.0000036
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB #157	0.026	0.017	0.005	0.00003	0.00000078
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB #167	0.036	0.019	0.006	0.00003	0.00000108
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HpCB #189	(0.009)	0.030	0.009	0.00003	0 (< 0.000009)
	Mono-ortho PCBs	0.89	—	—	—	0.000026
	Total Coplanar PCBs	1.0	—	—	—	0.000038
Total		1.8	—	—	—	0.00049

【備考】

1. 実測濃度：NDは検出下限未満であることを示す。
また括弧付の数字は検出下限以上定量下限未満であることを示す。
2. 毒性等価係数：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第3条に定める係数」（WHO/IPCS 2006）を用いた。
3. 毒性当量：定量下限値未満の数値を0として算出した。
4. 濃度の算出には乾燥重量を用いた。

* 1, 2, 3, 6, 8, 9-HxCDFとの合計値を示す。